

平成27年10月から、国民の皆さま一人一人に 12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。



愛称：
マイナちゃん

- ・市区町村から、住民票の住所に通知カードが送付されます。
- ・通知カードを受け取られた方は、同封された申請書を郵送すること等により、市区町村の窓口で「個人番号カード」の交付を受けることができます。

平成28年1月から、マイナンバーは社会保障、税、災害対策の行政手続で利用します。

会社の利用目的

給与所得。退職所得の源泉徴収票の作成。

雇用保険届出事務。健康保険・厚生年金保険届出事務。

労働災害保険法に基づく請求に関する事務。国民年金の第3号被保険者の届出に関する事務。

法律で定められた目的以外でマイナンバーを利用したり、 他人に提供したりすることはできません。



- ・他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由なく提供したりすると、処罰されることがあります。
- ・マイナンバーと結びついた個人情報を守るため、様々な対策を講じます。

社員の皆様へ

平成27年10月1日以降、市町村から通知カードが送られてきますので、大事に保管しておいてください。
あなたの所属する部署により番号をお預かりする、日時及び取得担当者をお知らせしますのでそれまでお待ちください。
通知カードの写しに社員番号（*2）を記入し提出。又は取得担当者にカード及び本人確認（*1）出来るものを提示。
遠方の社員については通知カードの写しに社員番号を記入し総務部宛書留にて送付して頂きます。

注 *1 別途本人確認の措置参照

*2 給与明細表に記載

株式会社 長崎商事

松山市来住町1482番地1
<http://www.nagasakiyouji.com/>

電話089-956-1711 FAX089-956-7400
お問い合わせ 長崎商事 総務部